

令和7年度「北海道就業支援センター事業」及び「多様な人材の安定就業促進事業」 委託業務に係る企画提案指示書

1 委託業務名

「北海道就業支援センター事業」及び「多様な人材の安定就業促進事業」委託業務

2 委託業務の目的等

(1) 北海道就業支援センター事業【北海道事業】

ア 北海道就業支援センター（ジョブカフェ北海道、ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ）及び地方拠点を設置し、求職者に対するきめ細かな職業カウンセリングにより、本人の能力や適性に応じた職種へ誘導するとともに、職業体験や就職前職業ガイダンスの実施により、企業とのミスマッチや早期離職を防ぐ。

イ 企業に対して個別の人材確保や職場定着支援を行うことにより、多様な人材の就業促進と企業の人手不足解消に繋げる。

(2) 多様な人材の安定就業促進事業【地域活性化雇用創造プロジェクト事業】

農業、林業、卸売業、小売業、製造業、サービス業、運輸業、郵便業、建設業（以下、「人手不足産業等」という。）への就職や労働移動の促進、就職決定者・在職者・企業に対する職場定着支援のため、きめ細かな職業カウンセリングをはじめ、セミナーや企業見学会・交流会を実施するとともに、人手不足産業等を中心とする合同企業説明会等を開催することにより、良質で安定的な正社員等の雇用の拡大及び定着促進を図る。

3 委託業務の内容

(1) 北海道就業支援センター事業

ア 次の就業支援窓口を運営し、求職者に対する就業及び職場定着支援を行う。

（施設の概要は、別紙「委託業務実施要領」に記載のとおり）

(ア) 44歳以下の若年求職者を対象とした「ジョブカフェ北海道」

(イ) 35歳以上の中高年求職者を対象とした「ジョブサロン北海道」

(ウ) 結婚や子育てを機に離職し、再就職を希望するなどの働きたい女性を対象とした「マザーズ・キャリアカフェ」

(エ) 上記(ア)～(ウ)の機能を有する地方拠点（道内5か所）

イ 人手不足・職場定着に関する課題を有する企業に対する支援を行い、上記(1)アの求職者へ繋げる。

(2) 多様な人材の安定就業促進事業

ア 前記(1)アの各窓口を活用し、人手不足産業等に関する理解・就業を促進するための事業（カウンセリング、セミナー及び企業見学会・交流会）を実施する。

イ 人手不足・職場定着に関する課題を有する企業に対する支援（企業個別相談（訪問支援）及び企業向けセミナー）を行う。

ウ 札幌市及び地方5か所（旭川市・函館市・釧路市・帯広市・北見市）において、人手不足産業

等を中心とする対面型の合同企業説明会（参加する企業及び求職者に対する事前セミナー含む）を開催する。

なお、本業務は「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」に基づく委託業務であることから、国の示す「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」等の関係規定を踏まえ実施するとともに、本事業による良質で安定的な正社員等の雇用の創出の実績が求められることに留意すること。

4 提案事項及び留意事項

(1) 提案事項

次の支援メニューについて、具体的な実施内容を提案すること。

なお、提案にあたっては、特記がない限りジョブカフェ、ジョブサロン、マザーズ・キャリアカフェ利用者の区分ごとに提案すること。

ア 全体

- (ア) 業務全体（ジョブカフェ業務、ジョブサロン業務、マザーズ・キャリアカフェ業務、企業支援）における概要について、事業の骨格などがわかるよう、概念図や図表などを用いて提案すること。
- (イ) 提案は、ジョブカフェ業務、ジョブサロン業務、マザーズ・キャリアカフェ業務ごとに、目標とする年間新規登録者数、年間カウンセリング利用者数、年間就職者数（正規雇用とその他とに区分）について設定するとともに、各地方拠点の内数がわかるように提案すること。
- (ウ) ジョブカフェ業務（地方拠点含む）において設定した各目標については、多様な人材の安定就業促進事業の内数がわかるように提案すること。
- (エ) 各事業の実施にあたり、各対象者（若年求職者・中高年齢求職者等）への効果・効率的な広報手段について提案すること。
- (オ) 各事業を円滑かつ効果的に進めるためには、ハローワークや地域若者サポートステーションなどの就職支援機関、行政・教育機関、産業界等との連携が重要であることから、これら関係機関と連携する事項について、その内容、実施時期、見込まれる効果などを具体的に提案すること。

イ 北海道就業支援センター事業

(ア) 求職者（全年齢共通）対象メニュー

a カウンセリング

- (a) カウンセリングの利用者について、目標とする就職者数（正規雇用とその他に区分）を提案すること。
- (b) 利用者をカウンセリングに誘導する方法を提案すること。
- (c) カウンセリングのWEB予約について、利用を促す方法を提案すること。
- (d) 道外在住者のWEBカウンセリングについて、利用を促す方法を提案すること。
- (e) 利用者に継続的にカウンセリングを利用してもらう方法を提案すること。
- (f) カウンセリングの手法（効果的なカウンセリングを行うため、利用者の就職に対

する希望や意識などを的確に把握し、キャリアデザイン形成を支援する方法や、利用者の職業適性を判定する手法等）を具体的に提案すること。

- (g) WEB サービス、メール、電話等を活用した効果的なカウンセリング手法を提案すること。
- (h) 新規登録から就職決定、または継続就業に至るまでのモデルパターンについて期間や提供サービスの内容などを週単位のスケジュールで提案すること。
なお、提案にあたっては、特に次の利用者を想定すること。
 - ・学生
 - ・不安定就労を繰り返す者や長期無業者
 - ・働く中で仕事に関する悩みや不安を抱える在職者

b セミナー（対面・オンライン）

- (a) 利用者の就職活動、職業・産業理解に資すると思われるセミナーの名称及び内容並びに実施頻度を各就業支援窓口の対象毎に具体的に提案すること。
- (b) 目標とする年間のセミナー利用者数を提案すること。
- (c) 利用者をセミナーに誘導する方法を提案すること。

c 職業体験（学生以外）

- (a) 職業体験利用者数を提案すること。
- (b) 利用者を職業体験に誘導する方法を提案すること。
- (c) 職業体験受入企業を開拓する方法を提案すること。
- (d) 実施スケジュールを提案すること。
- (e) 職業体験後、就職決定へ繋げるフォローアップ方法を提案すること。

d インターンシップの促進（学生）

- (a) 大学生等を対象とし、インターンシップへの参加を促すような事業内容を提案すること。（例：合同企業説明会など）
- (b) 実施スケジュールを提案すること。

e 就職前職業ガイダンス

- (a) 就職活動前の学生（主に高校1～2年生。進学予定者含む）が、体験や実演など実践的な方法を通して地域の産業・職業を知ることができる事業内容を具体的に提案すること。
- (b) 次表の圏域ごとに1地域以上選定し実施すること。また、会場は高校の体育館など対象学生が参加しやすい施設とすること。

道央圏域	石狩・空知・後志・胆振・日高の各（総合）振興局管内
道南圏域	渡島・檜山の各（総合）振興局管内
道北圏域	上川・留萌・宗谷の各（総合）振興局管内
オホーツク圏域	オホーツク総合振興局管内
十勝圏域	十勝総合振興局管内
釧路・根室圏域	釧路・根室の各（総合）振興局管内

なお、実施にあたっては、関係高等学校や各（総合）振興局と連携すること。

- (c) 実施回数は、1 圏域あたり最低 1 回とすること。
 - (d) 実施スケジュールを提案すること。
 - f その他ジョブカフェ利用対象者関連メニュー
 - (a) 外国人留学生の道内就職促進に繋がる取組を具体的に提案すること。
 - (b) 実施地域・回数・スケジュールを提案すること。
- (イ) 企業対象メニュー
 - a 企業個別相談（訪問支援）
 - (a) 目標とする訪問企業数を提案すること。
 - (b) 企業における採用・定着に関する課題を解決する方法を具体的に提案すること。
 - b 企業内キャリアコンサルティング
 - (a) 目標とする実施企業数を提案すること。
 - (b) キャリアコンサルティング手法を具体的に提案すること。
- ウ 多様な人材の安定就業促進事業
 - (ア) カウンセリング・セミナー
 - a 上記 4（1）イ(ア) a 及び 4（1）イ(ア) b と同様の支援メニューについて、人手不足産業等の良質で安定的な正社員等の就職に繋げる実施方法を具体的に提案すること。
 - (イ) 企業見学会及び交流会
 - a 概ね 44 歳以下の若年求職者に対し、人手不足産業等を知る機会となる事業内容を具体的に提案すること。
 - b 実施地域は、道内 6 地域（札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市及び北見市）とし、想定企業を提案すること。
 - c 実施回数は、1 地域あたり 1 回以上とすること。
 - d 実施スケジュールを提案すること。
 - e 参加企業について、良質で安定的な正社員等の雇用に繋げるため、どのように募集・選定を行うか提案すること。
 - (ウ) 合同企業説明会
 - a 対面型の合同企業説明会について、実施手法を具体的に提案すること。
 - b 概ね 44 歳以下の若年求職者に対し、人手不足産業等を知る機会となる事業内容を具体的に提案すること。
 なお、参加企業について、自社製品や業務に使用している道具類の展示、サービス内容の紹介、若手社員等による体験談、労働条件等「働きやすい」環境等の説明や仕事の内容を体験できるようにするなど、就職後のミスマッチ解消に向けた取組を工夫すること。
 - c 実施の際、参加する企業及び求職者に対する事前セミナーも併せて実施すること。
 企業向けテーマ例：人材確保・定着・育成戦略等
 求職者向けテーマ例：企業説明会参加にあたり必要な面接ノウハウ等
 - d 実施地域は、道内 6 地域（札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市及び北見市）とし、地域毎に参加企業数及び参加者数（実数及び延べ数）の目標を提案すること。

- e 実施回数は、1 地域あたり 2 回以上とすること（やむを得ない事情等がある場合は、道と協議のうえ、実施回数を変更することを可能とします）。
- f 参加企業について、道との連携方法を含めた募集・選定方法について提案すること。
- g 参加企業について、良質で安定的な正社員等の雇用に繋げるため、道との連携方法を含めた募集・選定方法について提案すること。
- h 参加企業について、良質で安定的な正社員等の雇用に繋げるため、道の「北海道働き方改革認定制度」や、国の「ユースエール認定制度」、「次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度（くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん）」及び「女性活躍推進法に基づく認定制度（えるぼし・プラチナえるぼし）」等の認定を受けている企業に対し、積極的な参加を促すこと。
- i 上記 h に記載した制度等の認定を受けている企業が参加した場合は、求職者に分かるよう、HP やパンフレットに表示すること。
- j 求職者に対する支援については、企業説明会の開催だけではなく、その前後にカウンセリングを実施するなど、様々なメニューによる支援が必要であることから、北海道就業支援センターの支援メニューを組み合わせ、どのように参加者を支援するか提案すること。
- k 事業の具体的な実施体制のほか、実施スケジュールを提案すること。

(I) 企業対象メニュー

- a 企業個別相談
 - (ア) 上記 4 (1) イ(イ) a と同様の支援メニューについて、人手不足産業等の良質で安定的な正社員等の就職に繋げる実施方法を具体的に提案すること。
- b セミナー（対面・オンライン）
 - (ア) 人材確保・定着・育成戦略等をテーマとした人手不足産業等の良質で安定的な正社員等の就職に繋がるセミナーの名称及び内容並びに実施頻度を具体的に提案すること。
 - (イ) 実施地域は、道内 6 地域（札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市及び北見市）とし、地域毎に参加企業数（実数及び延べ数）の目標を提案すること。
 - (ウ) 実施回数は、1 地域あたり 2 回以上を目安とすること（やむを得ない事情等がある場合は、道と協議のうえ、実施回数を変更することを可能とします）。
 - (エ) 事業の具体的な実施体制のほか、実施スケジュールを提案すること。
 - (オ) 企業をセミナーに誘導する方法を提案すること。
 - (カ) 利用する WEB サービスについては、業務の遂行に適しているもののほか、セキュリティ面でも安全なサービスを選定し、参加者については、事前に申込を行った者のみが参加できる等、不特定多数が参加できない仕組みを提案すること。

オ 事業周知

- (ア) 費用対効果を勘案し、紙媒体や WEB 広告など、効果・効率的な広報手段について提案すること。

カ 施設管理・運営業務

(ア) 北海道就業支援センター実施場所(大樹生命札幌共同ビル7階)及び無償供与する物品等を適切に維持・管理するための手法や、利用者の利便性向上及び安全確保のための方策について提案すること。

(イ) 本事業の取組を効果・効率的に情報発信するため、施設のホームページを有効活用する方法を提案すること。

(2) 留意事項

ア 本業務では職業紹介は行わない。

職業紹介は、ジョブカフェ北海道の利用者については札幌わかものハローワーク・札幌新卒応援ハローワークが、ジョブサロン北海道及びマザーズ・キャリアカフェの利用者についてはハローワークプラザ札幌、マザーズハローワーク札幌等が行うことから、業務にあたり密接な連携を確保すること。また、地方拠点利用者は当該利用者の住所地を管轄するハローワークが行うことから、札幌地区同様、業務にあたり密接な連携を確保すること。

イ 本業務で提供する就業支援サービスは無料とする。資料代等のいかなる名目によっても、利用者から金銭を徴収することを禁止する。

ウ 利用者管理等については、道が用意した「就業支援システム」を使用すること。

なお、当該システムは、本業務に従事する者以外の使用・閲覧や情報を施設外に持ち出す必要がある場合は、事前に委託者の書面による承認を得ること。

エ 本業務に係る利用状況等については、それぞれ別に定める様式により、期日までに報告すること。また、企画提案に係る業務の進捗状況については、随時、報告を求められることがある。

オ 本業務については、厚生労働省北海道労働局が実施する「若年者地域連携事業(概要は【資料11】を参照)」や、道の就業支援促進事業等をはじめとする他の事業と連携を図り、より効果的な業務となるようにすること。

カ 多様な人材の安定就業促進事業は、国の地域活性化雇用創造プロジェクトを活用した業務であることから、当該業務に係る経費について、その支出を他の業務とは別の独立した会計帳簿で管理すること。また、支援メニュー毎の支出状況が分かるように区分すること。

キ 提案にあたっての参考資料

【資料1】ジョブカフェ北海道及びマザーズ・キャリアカフェの実績

【資料2】ジョブサロン北海道の実績

【資料3】若年者の雇用失業情勢について

【資料4】新規学卒者の過去3か年度の在職期間別離職状況

【資料5】道内完全失業率の推移及び事業主都合による離職状況

【資料6】北海道労働政策協定

【資料7】北海道労働政策協定 令和6年度事業計画書 ※令和7年度事業計画書は作成中

【資料8】女性の年齢階級別就業率

【資料9】ジョブカフェ北海道平面図(ジョブサロン、マザーズ・キャリアカフェ含む)

【資料10】就業支援システムの概要

【資料11】ジョブカフェ厚労事業の概要

5 委託業務における成果目標

(1) 事業全体

	目標数	①ジョブカフェ利用者 (44歳以下)	②ジョブカフェ利用者 (35歳以上)	③ワーカーズ・キャリアカフェ 利用者(女性)
就職決定者数	7,080人	6,370人	570人	140人
うち正規雇用者数	4,855人	4,600人	200人	55人
新規登録者数	9,500人	8,360人	970人	170人
参加者数(延べ数)	9,800人	7,410人	2,050人	340人

※就職決定者数は、センター(札幌)及び地方拠点5か所の合計とする。また、多様な人材の安定就業促進事業の利用者における就職決定者数を含むこととし、利用者の年齢や性別に応じて①、②、③に振り分けることとする。

(2) 多様な人材の安定就業促進事業(別表1)

支援メニュー	アウトプット		アウトカム	
	企業数・求職者数		良質な雇用による就職者数	
		11月末		11月末
カウンセリング	814人	652人	66人	53人
セミナー	152人	122人		
見学会・交流会	60人	48人		
合同企業説明会	610社・人	488社・人	5人	4人
うち企業数	170社	136人		
うち参加者数	440人	352人		
企業個別相談(訪問支援)	50社	40社	7人	6人
企業向けセミナー	120社	96社		
合計	1,806社・人	1,446社・人	78人	63人

※アウトプット(企業数・求職者数)及びアウトカム(正社員等就職者数(良質な雇用))について、令和7年11月末までに8割を達成するよう努めること。

【本事業におけるアウトプット・アウトカム目標】

※令和7年度地域活性化雇用創造プロジェクト募集要項を基に記載しております。今後国の内示等により取扱いが変更となる場合は別途提示することとします。

(1) アウトプット目標

事業により支援を行った対象者数(企業・事業主数、求職者数、労働者数)

別表1のとおり

(2) アウトカム目標

良質な雇用による正社員就職者等

別表1のとおり

(3) 良質な雇用による正社員就職者等の基準

支援を受けた事業主に正社員等（実施要領に定める正社員等をいう。以下同じ。）として雇用された者又は支援を受けた求職者のうち正社員等として雇用された者、若しくは支援を受けた求職者のうち正社員等として雇用された者、若しくは支援を受けた事業主に雇用される労働者のうち処遇改善が図られた労働者であって、次の①及び②を満たす者の数。また、正社員として雇用された者には、非正規雇用労働者から正社員へ転換された者を含むものとする。

なお、新規創業を行った者やフリーランス等で就労することになった者については、アウトカムの対象に含めない。

①賃金要件（必須要件）

以下(ア)または(イ)いずれかの基準を満たした場合。

(ア) 就労期間における所定内給与額（実施要領に定める所定内給与額をいう。）の1ヶ月当たりの平均額が212,200円以上であること。

(イ) 前職（直近のものに限る。）または処遇改善前の月所定内給与額が5%以上上昇したこと。

②月平均所定外労働時間が20時間以下であること。

【良質な雇用による正社員等就職者等について】

※以下は令和6年度の内容（イ(ア)a及びイ(イ)a記載の所定内給与額の1ヶ月当たりの平均額212,200円に限り令和7年度の内容）を基に記載しております。今後国の内示等により取扱いが変更となる場合は別途提示することとします。

本事業による支援を受けたことにより新たに雇用された又は処遇改善が図られた者の数とすること。具体的には、次のアに該当する者であって、本事業による支援の結果、次のイの基準を新たに満たすこととなった者（支援開始前にイの基準を満たしていた者は除く。）の数とする。

ただし、支援開始後に事業主都合による解雇等を行った事業主に雇用された者の数は除くものとする。

また、複数の支援を受けた対象者に係るアウトカムの重複は認めないものとする。

なお、本事業による支援の結果としてアウトカムに結びついたことが不明な場合は、アウトカムに含めないものとする。

ア アウトカムの対象となる者

次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者とする。

(ア) 支援を受けた事業主に正社員（次の a から d までのいずれも満たす者に限る。以下同じ。）として雇用された者（正社員以外の雇用形態から正社員へ転換した者を含む。以下同じ。）

a 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

b 派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第2号に定める「派遣労働者」をいう。以下同じ。）として雇用されている者でないこと。

c 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働

者であること（労働協約又は就業規則に規定する通常の労働者の所定労働時間が明確ではない場合、他の通常の労働者と比べて所定労働時間が同等であること）。

ただし、他の通常の労働者と比べて所定労働時間が同等でない者であっても、次の(a)から(d)までのいずれかに該当する者については含むものとする。

(a) 短時間正社員（正規雇用として雇用されている労働者であって、同一の事業主に雇用される他の正規雇用の労働者と比べ1週間の所定労働時間が短い者をいう。）

(b) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条に基づく所定労働時間の短縮措置等を利用する労働者

(c) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第36条の2から第36条の4に基づく合理的配慮として所定労働時間の短縮等により就業する障害者

(d) 労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「基準法」という。）第32条の3に基づくフレックスタイム制度を利用する労働者

d 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇（正社員待遇）が適用されている労働者であること。

(イ) 支援を受けた事業主に非正規雇用労働者（(P)に定める正社員でない者のうち、次のaからeまでのいずれも満たす者をいう。以下同じ。）として雇用された者

a 期間の定めのない労働契約を締結している労働者又は期間の定めのある労働契約であって契約期間満了後原則として更新する旨の労働契約を締結している労働者であること。

b 派遣労働者として雇用されている者でないこと。

c 週所定労働時間が20時間以上の労働者であること。

d 同一労働同一賃金の観点から、同一の事業主に雇用される正社員との間で不合理な待遇差が生じていない労働者であること。

e 当該非正規雇用労働者が適用される正社員転換制度を導入している又は導入する予定である事業所に雇用されている労働者であること。

(ウ) 支援を受けた求職者のうち正社員として雇用された者

(I) 支援を受けた求職者のうち非正規雇用労働者として雇用された者

(オ) 支援実施前から事業主に雇用されている正社員又は非正規雇用労働者であって、支援を受けたことにより処遇が改善した者（当該処遇改善の前に次のイの良質な雇用の基準を満たしていない者に限る）

イ 良質な雇用の基準

(P) 正社員の場合

次のa及びbを満たすことをいう。

- a 就労期間における所定内給与額の1ヶ月当たりの平均額が212,200円以上であること。
- b 月平均所定外労働時間が20時間以下であること。
- (イ) 非正規雇用労働者の場合
 - 次のa及びbを満たすことをいう。
 - a 就労期間において支払われた所定内給与額の1ヶ月当たりの平均額が次に掲げる計算式により算出された数を上回っていること。

$$212,200円 \times \left(\frac{\text{当該非正規雇用労働者の週所定労働時間}}{\text{同一の事業主に雇用される正社員の週所定労働時間}} \right)$$
 - b 月平均所定外労働時間が次に掲げる算式をもって計算した数を下回っていること。

$$20 \text{ 時間} \times \left(\frac{\text{当該非正規雇用労働者の週所定労働時間}}{\text{同一の事業主に雇用される正社員の週所定労働時間}} \right)$$

6 契約の方法等

(1) 契約方法

総合評価一般競争入札

(2) 委託期間

令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

(3) その他

- ア 本入札は、令和7年度の国の補助事業の採択決定前の準備行為として行うものであり、国の採択の可否により、委託業の実施の中止や業務の内容、委託期間等を変更するか、契約を行わない場合がある。
- イ 本入札は、令和7年度の国の補助金の交付決定(国庫補助内示)前の準備行為として行うものであり、交付決定(国庫補助内示)日や国における交付(内示)額の変更などにより委託期間、業務の内容及び委託料の額を変更するか、契約を行わない場合がある。
 なお、交付(内示)額が減額となった場合、減額後の積算上限額の範囲内で委託契約を締結する。
- ウ 令和7年北海道議会第一回定例会の議決前であるため、議決結果によっては委託業務の内容及び積算上限額を変更するか、事業を行わない場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容を変更するか、契約を行わないことがある。

7 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 単体法人又は複数法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。
- (2) 単体法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所を有する構成員を含むこと。ただし、宗教活動や政

治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある法人等を除く。

- イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - (ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
- ケ コンソーシアムを構成する法人等の間に明確な契約が存在すること。また、北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明らかであること。

8 審査基準

審査は、次の項目について評価するので、十分留意して企画提案書を作成すること。

(1) 提案者の適格性

- ア 提案者の事業内容及び実績から見て受託能力があるか。
- イ 各業務を実施するための体制は適切か。

(2) 企画提案内容の目的適合性

- ア 事業実施の目的及び背景を十分に理解し、明確なコンセプトの元に各業務内容が提案されているか。
- イ 求職者（求職者周辺環境含む）等に対する就業・再就職・職場定着支援内容は適切か。
- ウ 企業に対する支援内容は適切か。
- エ 地域活性化雇用創造プロジェクト事業に係る業務内容は適切かつ、良質で安定的な正社員等雇用の創出及び定着が図られるものか。

(3) 業務遂行方法の妥当性

- ア センターの維持管理を適切に行い、利用者の利便性向上及び安全性の確保（個人情報保護）について、適切な配慮がなされているか。
- イ 行政・教育機関や産業界など、関係機関との連携方法は適切か。

ウ 施設利用促進のための広報について、効果的な方法となっているか。

(4) 道施策との適合性（「北海道働き方改革推進企業認定制度」及び「障がい者雇用」に関する事項）

ア 「北海道働き方改革認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。

イ 「北海道働き方改革認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認定制度」の一定以上の認証ポイントを獲得しているか。

ウ 国が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。

9 留意点

(1) 「北海道就業支援センター事業」及び「多様な人材の安定就業促進事業」の積算額はそれぞれの予算上限額の範囲内とする必要があることから、「多様な人材の安定就業促進事業」の積算に当たっては、総積算額（「北海道就業支援センター事業費」との合計額）の46%を目安に積算すること。

(2) 「多様な人材の安定就業促進事業」については、原則として、委託経費の50%以上を人件費（給与、謝金等）に充てる必要があります。また、委託経費の4分の3は国の「地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金」を活用するので、運用には留意すること。

(3) 「北海道就業支援センター事業」には、次の義務的経費 約 3,452 千円（消費税及び地方消費税含む）が含まれる（内訳：光熱水費 807 千円／回線使用料等 1,791 千円／清掃料 854 千円）。

※令和5年度実績による算出のため、使用状況等により増減する可能性がある。

10 選定事業者数

1 者を選定する。

11 参加資格申請書の提出

本企画提案への参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加資格申請書・・・別紙1-1

イ 企業概要票・・・・・・別紙1-2

ウ 誓約書・・・・・・別紙1-3

エ 添付資料

(ア) 参加表明をする者が法人の場合は商業登記事項証明書又は法人の登記事項証明書

(イ) 参加表明をする者がコンソーシアムの場合は、上記(ア)の書類及びコンソーシアム協定書（別添様式）の写し

(ウ) 道税について滞納がないことを証する納税証明書並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

(エ) 健康保険、厚生年金、雇用保険について支払い義務を履行していることを証する納付証明書等（届出義務がない者については、社会保険等適用除外申出書（別添様式）を提出すること。）

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期限

令和7年(2025年)3月14日(金) 17時(必着)

(4) 提出場所・問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目(北海道庁本庁舎9階)

北海道経済部労働政策局雇用労政課就業推進係 担当 中川

メール: nakagawa.sachi#pref.hokkaido.lg.jp

※迷惑メール対策のため、送信時は「#」を「@」に修正すること。

電話: 011-204-5099(直通)

(5) 提出方法

持参または郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれか)とする。

12 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書・・・別紙2

イ 企画提案の内容・・・A4サイズの任意様式(30枚以内)

ウ 「北海道働き方改革推進企業認定制度の認定書の写し」、「障がい者就労支援企業認定制度の認証書の写し」及び「パートナーシップ構築宣言の宣言書の写し」

※認定等を受けている場合のみ。未提出の場合は認定等を受けていないものとして取り扱う。

※コンソーシアムの場合は、各構成員からの提出が必要である点に留意すること。

エ 提出部数

11部

※1部は提案者を記載したもの。残り10部は提案者名を記載しないもの。

文中にも提案者名を記載しないよう注意すること。

※前記(1)エは各1部

オ 提出期限

令和7年(2025年)3月14日(金) 17時(必着)

カ 提出場所

上記「11(4)」のとおり

キ 提出方法

持参または郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれか)とする。

13 企画提案書の作成方法

(1) 本委託業務に係る各提案は、1つの企画提案書とすること。

(2) 別紙2『北海道就業支援センター事業』『多様な人材の安定就業促進事業』委託業務企画提案書を1ページ目とし、次ページに目次を付け、以降、企画提案の内容とすること。

なお、別紙2の「主な業務経歴」欄には国又は地方公共団体と契約を締結し、確実に履行した雇用

- 対策に係る主な実績を記載し、それを示す書類（契約書・報告書等（必須））の写しを1部提出すること。また、「業務処理体制」欄には本業務に関わる方全てについて必要な事項を記載すること。
- (3) 企画提案書の様式は特に定めないが、用紙の大きさは日本工業規格A 4判とし、前記(2)を除き片面30枚以内とすること。
 - (4) 文章を補完するためのイラストや図表などの使用は可とするが、社名やロゴマーク等、提案者が特定できる図柄は一切入れないこと。
 - (5) 企画提案説明書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。
 - (6) 企画提案の内容について、他からの転載は禁止する。
 - (7) 提出する企画提案書11部のうち、1ページ目の社名は1部にのみ記入し、残り10部には記入しないこと。
 - (8) 提案内容は、全て企画提案書に記載すること。別添となるパンフレットや補充資料、図面等については受理しない。
 - (9) 提出された企画提案書の全部又は一部について、変更、追加及び削除はできない。

14 総合評価審査委員会（ヒアリング）の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査会においてヒアリングを実施する。
なお、日時や場所等の詳細については別途通知する。
- (2) ヒアリングに参加しない場合は、企画提案の意思がないものとみなす。
- (3) ヒアリングでのプレゼンテーションは、企画提案書に記載された内容についてのみとし、当該提案書に記載されていない事項の説明や追加資料の配付は認められない。
- (4) プレゼンテーションでは、企画提案書に記載された内容について、提案者からの説明後、総合評価審査会構成員との質疑応答を行う。
- (5) 企画提案書を提出した事業者が5者を超える場合には、総合評価審査会構成員による書類選考により、ヒアリング対象者を5者程度に絞る場合がある。
- (6) ヒアリングの対象とならなかった提案者の提案は無効とする。

15 委託契約に関する基本的事項

委託契約については、次の事項を基本とする。

- (1) 採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。
- (2) 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わずことはできない。
- (3) 委託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは道に移転しなければならない。
ただし、道に移転することができない適切な理由がある場合で、事前に道の承諾を得たときはこの限りではない。この場合、道は当該許諾条件の範囲内で使用权を有するものとする。
- (4) 既に他機関等から委託等を受けている業務について、それと同一の対象範囲の業務については本委託業務の対象とすることはできない。

16 その他

- (1) 本入札に係る説明会は実施しない。不明点等については担当部局へ問い合わせること。

(2) 参加資格申請書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とする。

(3) 企画提案の採否は文書で通知する。

(4) 提出された参加資格申請書や企画提案書等の提出書類は返却しない。

当該提出書類は委託事業者の選定のためだけに使用し、機密保持には十分配慮するが、北海道情報公開条例による公文書開示請求がなされた場合は、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

(5) 提出された書類は、道において必要な場合、複製を作成することがある。

(6) 提出期限以降における参加資格申請書や企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

(7) 業務委託先として選定された事業者の提案書及び補足資料並びに契約書類に記載された事業概要（図・写真を含む）、委託先・コンソーシアム構成員の名称、契約金額（支出内訳を含む）については公表・活用する場合があります、その場合はあらかじめ提案者の了解を得たものとして扱う。